



平成 21 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 山陽百貨店
代 表 者 代表取締役社長 高野 勝
(JASDAQ・コード 8257)
問い合わせ先 取締役業務統括ゼネラルマネジャー
仲井 大八
電 話 番 号 079-223-1231

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 21 日開催の取締役会において、平成 21 年 5 月 22 日開催予定の第 80 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行なうものであります。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第<u>8</u>条 (条文記載省略)</p> <p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p><u>第 9 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。</u></p> <p><u>2. 当会社は、第 7 条の定めにかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第<u>7</u>条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第<u>8</u>条 当会社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(削 除)</p>

<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当会社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式につき、次に掲げる権利を行使することができない。</p> <p>(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利</p> <p>(2) 株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 12 条 (条文記載省略) 〔 第 32 条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式につき、次に掲げる権利を行使することができない。</p> <p>(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利</p> <p>(2) 株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 11 条 (現行どおり) 〔 第 31 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除する。</p>
--	---

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 21 年 5 月 22 日
平成 21 年 5 月 22 日

以 上